

ご利用にあたっての注意事項

(食器類の受取)

- ご希望の受取日時に小金井市役所第二庁舎4階ごみ対策課までご来庁ください。食器類の受取は窓口で行います。なお、ご希望の日時に食器類の受取が困難な場合は、ごみ対策課までご連絡ください。
- 受取の際、受領の確認として書類をご記入していただく必要があるため、印鑑をご持参下さい。
- ご利用の際、万一、食器類の不足及び食器類の破損、汚損等があった場合には必ずごみ対策課までご連絡ください。

(食器類のご利用時)

- 食器類は洗浄、消毒をされ、袋に密閉されております。袋を開けそのままお使いください。
- 箸又はスプーン以外の食器はポリプロピレン製のため、耐熱温度は110～120℃程度です。揚げ物等をすぐにのせると溶ける場合があります。この場合は破損扱いとなりますのでご了承ください。
- 衛生保持のため、洗浄を独自に行い、使いまわしをする等、2回以上のご使用は絶対に行わないでください。

(食器類のご利用後)

- 使用した食器類は、衛生保持のため、食べ残し等を必ず取り除いて軽く洗っていただき、又は布等で軽く拭き取っていただき、使用枚数の確認をした上、利用日から3日以内に宅配便（着払）でご返却お願いします。
- 収納の際、使用した食器類は必ず袋に入れ、口をしばって収納してください。袋に入れていない場合、宅配の際に収納ケースから食べ残し等が漏れ、他の荷物にかかってしまう恐れがあります。

(食器類の紛失、破損した場合)

- ご利用後、食器類の紛失又は破損等がありましたら、弁償代としてその分に係る料金をお支払いしていただくこととなりますのでご了承ください。

品目	金額
食器類	100円/個
収納ケース	2,000円/個

ごみ対策課よりお願い

(アンケートご協力について)

- 当事業は、試行的に実施を行っております。そこで、今後の本格的な貸出事業実施に向け、ご利用された皆様にアンケートのご協力をお願いしています。皆様のご意見を今後の事業改善等に役立ててまいりたいと考えておりますので、お手数ですがご協力よろしく申し上げます。

(当事業について)

- 当事業は、市内で行われるお祭りや縁日、その他イベント等で、使い捨て容器等のごみの発生抑制を目的とし、イベントでのごみ減量及び市民の皆様に対し、使い捨て容器等を使用しないという意識が芽生え、やがてはごみの排出を抑制する生活スタイルに変化していくことを望んでおります。

今回のご利用に際しまして、今後、市内のお知り合いの方及び各種団体の皆様にも当事業をご周知していただければ幸いです。